

むつ市農業委員会第759回総会議事録

1. 開催日時 平成30年7月11日（水）午前10時30分から午前10時55分

2. 開催場所 むつ市役所 大会議室 A

3. 出席委員

○農業委員（18名）

議 席	氏 名
1	水 戸 隆 璽
3	蛭 名 修 一
4	杉 山 重 一
5	小 林 義 顯
6	中 嶋 寿 樹
7	柏 谷 均
8	立 花 幸 雄
9	菊 池 秀 藏
10	柴 田 峯 生
11	鴨 田 輝 雄
12	村 口 鉄 雄
13	村 口 利 光
14	四 ツ 谷 末 藏
15	立 花 順 一
16	林 忠 久
17	嶋 影 秀 子
18	工 藤 輝 雄
19	坂 本 正 一

○農地利用最適化推進委員（10名）

地 区	氏 名
第1地区	佐 々 木 貢
第2地区	齊 藤 榮 佐 男
第3地区	杉 山 武 美
第4地区	畑 中 光 政
第5地区	菅 原 靖 博
第6地区	新 堂 真
第7地区	木 村 俊 明
第8地区	瀬 川 博 光
第9地区	千 葉 好 二
第10地区	富 江 佳 奈 子

4. 欠席委員

○農業委員（１名）

議席	氏名
2	青木 明

○農地利用最適化推進委員（０名）

5. 議事の概要

日程第 1 会議録署名委員の指定
日程第 2 会期の決定
議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 2 号 非農地証明交付申請について
報告事項 農地の転用事実に関する照会について
その他

6. 会議に従事した職氏名

局長 佐藤 節雄
次長 金浜 達也
主査 石橋 雅美
主事 種市 大輝
臨時職員 晴山 亜梨沙

7. 会議録署名委員

10 番 柴田 峯生

11 番 鴨田 輝雄

8. 会議記録者

農業委員会事務局主査 石橋 雅美

9. 会 議 の 概 要

議長 (立花会長)	ただいまから、むつ市農業委員会第759回総会を開催いたします。 ただいまの出席委員は、19名中18名で定足数に達しております。 本日、2番青木委員より欠席の旨、通知がありましたので、ご報告いたします。 これより、本日の会議を開きます。 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、むつ市農業委員会会議規則第43条の規定により、議長において、10番柴田委員、11番鴨田委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の石橋主査を指名いたします。 日程第2、会期の決定を行います。 本総会は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長 (立花会長)	ご異議がありませんので、本総会の会期は、本日1日とすることで、決定いたします。 それでは、議案審議に入ります。 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、3件を議題に供します。 事務局より説明願います。
事務局	それでは議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。 受付第1号、申請地は大畑町堂近231番ほか1筆、面積合計4,918㎡であります。申請地は譲渡人世帯が耕作してきたものであり、譲受後も継続して畑として利用するものであります。 調査につきましては、6月27日に杉山委員、柏谷委員、工藤委員、事務局により許可申請による調査をした結果、農地法第3条第2項各号に該当は認められず、特に問題はないと思われます。 続きまして受付第2号、申請地は脇野沢渡向370番1ほか1筆、面積合計2,344㎡であります。申請地は譲渡人世帯が耕作してきたものであり、譲受後も継続して畑として利用するものであります。 調査につきましては、6月27日に柴田委員、村口利光委員、村口鉄雄委員、事務局により許可申請による調査をした結果、農地法第3条第2項各号に該当は認められず、特に問題はないと思われます。 続きまして受付第3号、申請地は大字奥内字金谷沢492ほか5筆、面積合計5,909㎡であります。申請地は譲渡人世帯が耕作してきたものであり、譲受後も継続して牧草の栽培地として利用するものであります。 調査につきましては、6月28日に工藤委員、坂本委員、新堂推進委員、事務局により許可申請による調査をした結果、農地法第3条第2項各号に該当は認められず、特に問題はないと思われます。 以上で説明を終わります。
議長 (立花会長)	ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。

柏谷委員	議案第１号受付第１号につきましては、事務局の説明どおりでありまして、特に問題となることはないと思います。以上です。
柴田委員	受付第２号につきましては、事務局の説明どおりであり、特に問題になることはありません。
坂本委員	受付第３号の案件につきましては、事務局の説明どおりであり、特に問題となることはありません。
議長(立花会長)	説明が終わりましたので、受付第１号について質疑を許します。 質疑ございませんか。
各委員	(質疑なしの声)
議長(立花会長)	質疑がありませんので、受付第１号は原案のとおり承認いたしました。 次に、受付第２号について質疑を許します。 質疑ございませんか。
各委員	(質疑なしの声)
議長(立花会長)	質疑がありませんので、受付第２号は原案のとおり承認いたしました。 次に、受付第３号について質疑を許します。 質疑ございませんか。
各委員	(質疑なしの声)
議長(立花会長)	質疑がありませんので、受付第３号は原案のとおり承認いたしました。 続いて議案第２号、非農地証明交付申請について、２件を議題に供します。事務局より説明願います。
事務局	議案第２号、非農地証明交付申請についてご説明いたします。 受付第１号、申請地は川内町堀川４７番ほか２筆、地目は田及び畑、面積合計２，８４１㎡であります。 調査につきましては、６月２７日に村口利光委員、村口鉄雄委員、事務局で調査した結果、農地として復元しても継続して利用する事ができないと見込まれるため、非農地相当であると思われます。 続きまして受付第２号、申請地は大畑町一堀８１番１、地目は田、面積１，７４０㎡であります。 調査につきましては、６月２７日に杉山委員、柏谷委員、工藤委員、事務局で調査した結果、農地として復元しても継続して利用する事ができないと見込まれるため、非農地相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
議長(立花会長)	ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。

村口(利)委員	議案第２号受付第１号でありますが、事務局の説明どおりであり、非農地の判断で問題ないと思います。
議長(立花会長)	説明が終わりましたので、受付第１号について質疑を許します。 質疑ございませんか。
各委員	(質疑なしの声)
議長(立花会長)	質疑がありませんので、受付第１号は原案のとおり承認いたしました。 次に、受付第２号について質疑を許します。 質疑ございませんか。
各委員	(質疑なしの声)
議長(立花会長)	質疑がありませんので、受付第２号は原案のとおり承認いたしました。 次に、農地の転用事実に関する照会について、６件報告事項があります。 事務局より説明願います。
事務局	それでは、報告第１号から第６号、農地の転用事実に関する照会についてご説明いたします。 報告第１号、申請地は脇野沢九艘泊３９６番、地目は畑、面積は５０３㎡であります。調査につきましては、６月１１日に柴田委員、村口利光委員、富江推進委員、事務局で調査した結果、相当年数以前より耕作されておらず、農地として著しく復元困難であるため、非農地と回答いたしました。 報告第２号、申請地は脇野沢九艘泊３５８番２、地目は畑、面積は８６㎡であります。調査につきましては、６月１１日に柴田委員、村口利光委員、富江推進委員、事務局で調査した結果、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるため、非農地と回答いたしました。 報告第３号、申請地は大畑町湯坂下１３３番６ほか２筆、地目は田、面積合計４，２１７㎡であります。調査につきましては、６月２７日に杉山委員、工藤委員、柏谷委員、事務局で調査した結果、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるため、非農地と回答いたしました。 報告第４号、申請地は大字田名部字小平館ノ内尻釜４７番７、地目は畑、面積は７８２㎡であります。調査につきましては、６月２７日に杉山委員、工藤委員、事務局で調査した結果、相当年数以前から住宅が建築されていたため、非農地と回答いたしました。 報告第５号、申請地は大字田名部字二又川目４１番３０、地目は畑、面積は８５２㎡であります。こちらにつきましては、平成２８年度農地利用状況調査において、非農地と認定済みであることから、非農地と回答いたしました。 報告第６号、申請地は川内町中畑６７番４ほか２筆、地目は田、面積合計５，０１３㎡であります。調査につきましては、６月２７日に村口利光委員、村口鉄雄委員、事務局で調査した結果、農地として復元しても継続

	して利用する事ができないと見込まれるため、非農地と回答いたしました。 以上で説明を終わります。
議長 (立花会長)	それでは、その他に入ります。 委員の皆さん、推進委員の皆さんから何かありませんか。
四ツ谷委員	「農地の転用事実に関する照会」と「証明交付申請」の違いについて、お知らせ願いたいと思います。
議長 (立花会長)	事務局、説明願います。
事務局	まず、「非農地証明交付申請」につきましては、農地の所有者から非農地であることを証明してほしいという申し出に基づき、議案として処理しているものであります。「農地の転用事実に関する照会」につきましては、法務局から農業委員会に対して照会があったものになります。登記地目が農地である土地に対して、農地以外の地目へ変更申請がされた場合、現況が非農地であるかの確認がされるもので、照会があった際は、現地調査をおこない、非農地かどうかの回答をおこなっているものです。なお、「農地の転用事実に関する照会」は、行政手続法の規程によりまして、照会があつてから2週間以内の回答とされており、時期によっては総会に間に合わない場合もありますので、報告という形で議案に提出させていただいておりますので、ご了解いただきたいと思います。以上です。
四ツ谷委員	わかりました。
議長 (立花会長)	以上で本日の報告事項はすべて終了しました。 これをもちまして、むつ市農業委員会第759回総会を閉会します。

10. 会議録署名委員

会議録署名委員 柴 田 峯 生

会議録署名委員 鴨 田 輝 雄